

平成 30 年度事業計画

1. 役員会の開催

(1) 理事会の開催

- 5月下旬 平成 29 年度事業報告及び決算報告書の審議
 - 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の審議
 - 3月中旬 平成 31 年度事業計画及び予算の審議
- その他、必要に応じて、適宜開催する。

(2) 評議員会の開催

- 6月上旬 平成 29 年度事業報告及び決算報告書の承認
 - 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の承認
 - 3月中旬 平成 31 年度事業計画及び予算の承認
- その他、必要に応じて、適宜開催する。

2. 事業

(1) 社会福祉事業

- ア. 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム御園寮の設置経営
介護老人福祉施設
空床型（介護予防）短期入所生活介護事業
- イ. 短期入所生活介護事業所 みその寮ショートステイサービスの設置経営
併設型（介護予防）短期入所生活介護事業
- ウ. 通所介護事業所 デイサービスセンターみそのの設置経営
通所介護事業及び第一号通所事業
- エ. 訪問介護事業所 ホームヘルプサービスみそのの設置経営
訪問介護事業及び第一号訪問事業

(2) 公益事業

- ア. 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターみそのの設置経営
居宅介護支援事業
東広島市高齢者相談センターの受託

(3) その他

※地域における公益的な取り組み(社会福祉法第 24 条 2 項関係)

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽

減

- ② 地域における認知症高齢者支援の取り組み
- ③ 東広島市社会福祉協議会等と連携した地域貢献事業
- ④ その他

3. 事業監査等

(1) 監事による監査

5月上旬 平成29年度事業・会計に関する監査
その他 必要に応じて 随時実施

(2) サービス自己評価の実施

10月下旬 各事業所スタッフによる自己評価実施
12月上旬 ホームページ上で公開

(3) 行政による指導・監査

随時

(4) 情報公開

定款・事業計画書・収支予算・事業報告書・収支決算書・監事監査報告書
役員等報酬基準・現況報告書を窓口での閲覧およびホームページ上での公表

平成 30 年度の重点課題

「社会福祉法人としての役割の発揮と適正な事業運営」

本年度は介護保険制度及び介護報酬の改訂の年であり、広島県及び市町において平成 30～32 年の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の改訂年である。広島県においては、第 7 期高齢者プランにおいても第 6 期に引き続き「地域包括ケアシステムの強化」の方針を示しており、各市町の高齢者福祉計画・介護保険事業計画においても同様の方向性を示している。また、今後の社会保障システムにおいて高齢者・障害者・児童・生活困窮者等について「地域共生社会の実現」を福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することを課題として示している。こうした方向性に沿った取り組みを進めるためには、施設・事業所が、地域を支える拠点として機能することが強く期待されている。また、社会福祉法改正に伴う社会福祉法人改革は、法人のガバナンスの強化や事業の透明性の確保、地域公益活動の責務化への取り組み等について、その実効性が問われることになる。

一方、平成 30 年度の介護報酬改定は、6 年ぶりのプラス改訂となった。今回の改訂では、入所対象が中重度者に限定された特養においては、配置医師や介護職員の役割の明確化等医療との連携強化が必須となり、看取り・認知症介護等の重度化対応機能の強化が求められるほか、褥瘡発生防止や排泄の自立支援等のエビデンスに基づくサービスの質の向上が新たな評価として示されている。一方、通所介護においてもエビデンスに基づくサービスの質の向上が新たな評価とされている他、予防サービスがすべて介護保険事業から移行することとなり、各施設・事業所においては必要な体制整備や取組みの実施等、制度変化へのしっかりと対応が求められることとなる。

こうした諸課題への対応に対する障壁となっているのが「介護人材の不足」の課題である。この課題については、当法人としても行政等とも連携し、主要な事項として取り組んでいるが、今後も継続的に介護人材確保・定着に努めることで状況の改善に取り組み、安定した事業運営を図りたい。

① 適切な事業実施の取り組み

介護保険制度だけではなく、社会福祉法改正や、行政施策を含めた地域のニーズなど社会全体の流れや変化を的確に捉えた上でそれに対応した事業を進めていくことが必要である。

特に今期は、看取り介護等医療との連携体制の強化や、褥瘡発生防止や排泄の自立支援等のエビデンスに基づくサービスの質の向上等の新たな評価に対応できる取り組みの強化に努める。そのために、役職員一同、各種基準・通知等についての情報収集や理解を深め、法令を遵守した上で、適正な事業運営を行うよう努める。

② サービスの質の向上

介護サービスを業としている以上、サービスの質の向上に常に取り組むことは当然の努力であるが、今回の介護報酬改定では特にデータ等に基づく「科学的介護」の推進による自立支援・重度化防止の方向性が示されており、今後更に「経験と勘」に頼らず、「根拠」をもって介護を展開していくことが求められる。

サービス利用者への説明責任を果たすためにも、役職員一同、委員会活動・各種研修等の機会を通じ、上記の課題に取り組み、今まで以上にサービスの質の向上に努める。

③ 地域への貢献

社会福祉法人として「地域公益的な取組」を責務とすることが法律上明記されたことから、積極的な地域への働きかけが求められる。これまでも地域課題の把握、地域連携体制の構築等に努めてきたが、公益法人としての役割に鑑み、より地域にかりやすい内容での地域ニーズへの対応に取り組む。

④ 人材の確保・定着

介護サービスの需要が継続的に拡大する中、それを支える介護職・看護職等の人材の不足は深刻度を増しており、人材確保は、我が国全体の課題となっている。更に将来的な人口減少は現実化していることから、今後、ますます介護人材の確保が困難になることが予想されるため、積極的な人材確保に努めるとともに、獲得した人材の定着に向けて、職員のキャリアアップの支援に努めるとともに、改定された「介護職員処遇改善加算」を原資とした賃金改善等、就業環境の改善に継続的に取り組む。

加えて、ICTの活用や介護ロボットの導入等も含めた業務省力化等にも積極的に取り組み、現場の負担軽減に努める

⑤ 適正な事業管理と利益の確保

当法人においては、近年事業状況の変化等を要因として、単年度の収支状況は良好とは言えないため、一層のコスト管理を含む会計管理が必要である。また、今回の社会福祉法の改正においても、社会福祉法人の財務規律について、「適正かつ公正な支出管理」「余裕財産の明確化」が求められていることから、より一層適正な事業管理に努め、事業継続・拡大のための適正な利益を確保する。